

関係機関（団体）の長
各市町村廃棄物行政担当部局長
各土木事務所長 } 殿

奈良県くらし創造部景観・環境局
廃棄物対策課長
(公印省略)

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の周知について（依頼）

平素は、産業廃棄物対策行政について、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記の件について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項の規定に基づき、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければならないものとされているとともに、同条第7項の規定に基づき、当該管理票に関する報告書を作成し、これを県知事宛て提出しなければならないこととされております。

つきましては、産業廃棄物を排出している事業者に対し、下記の産業廃棄物管理票交付状況報告書の提出について、周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 対象者 産業廃棄物を生ずる事業場が奈良県内（奈良市を除く）にあり、マニフェストを交付した事業者
電子マニフェスト利用分についての報告は不要。
電子マニフェスト：同法第12条の5に規定する電子情報処理組織を使用した産業廃棄物管理票
- 2 提出物 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成30年度）
- 3 提出期限 令和元年7月1日（月）
- 4 提出先 奈良県景観・環境総合センター

※ 産業廃棄物を生ずる事業場^(注)が奈良市内の場合は、奈良市廃棄物対策課へ提出することとなりますので、ご注意願います。

(注) 産業廃棄物を生ずる事業場とは、事業活動に伴い産業廃棄物を発生する工場や医療機関等の事業場を指し、二次マニフェストを交付する中間処理施設も該当します。なお、建設業においては、建設工事、解体工事、改修工事等を行う場所が該当します。

- 5 提出方法 ①電子申請システムe-古都なら (<http://www.egov-nara.jp/e-kotonara/>) による提出
②産業廃棄物管理票交付等状況報告書（別添様式参照）に記入のうえ提出（郵送可）
※控えが必要な方は、正副2部（副本は複写可）と切手を貼った返信用封筒を郵送していただければ、受付印押印後に返送します。

【提出先・お問合せ先】おおどの

〒633-0062 桜井市栗殿1000
奈良県景観・環境総合センター 審査係
電話：0744-47-3805

【お問合せ先】

〒630-8501 奈良市登大路町30
奈良県くらし創造部景観・環境局 廃棄物対策課
産業廃棄物第一係 電話：0742-27-7022



産業廃棄物の処理を委託されている皆様へ

産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書について

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付者は、毎年6月30日までに、前年度の1年間に交付したマニフェストに関して、排出事業場毎に「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を作成し、都道府県知事又は政令市長に提出しなければなりません。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)とは

産業廃棄物の処分を委託する際、産業廃棄物の排出、収集運搬、処分の各段階で排出事業者、収集運搬業者、処分業者が産業廃棄物の受け渡しを確認するための伝票で、排出事業者~~に~~交付の義務があります。(廃棄物処理法第12条の3第1項)

↓ マニフェストを交付した排出事業者は、交付枚数や排出量の多少に関わらず、1年間の交付状況を取りまとめ、都道府県知事又は政令市長に報告しなければなりません。(廃棄物処理法第12条の3第7項)

対象者

産業廃棄物を生ずる事業場が奈良県内(奈良市を除く)にあり、マニフェストを交付した事業者

電子マニフェストの利用分についての報告は不要

※ 電子マニフェストについては、[JWNET\(\(公財\)日本産業廃棄物処理振興センター運営\)](http://www.jwnet.or.jp/jwnet/top.html)をご覧ください。
<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/top.html>

報告内容

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間のマニフェスト交付状況

提出期限

令和元年7月1日

提出先・お問合せ先

〒633-0062 ^{おおどの}桜井市栗殿1000

奈良県景観・環境総合センター 電話：0744-47-3805

※ 産業廃棄物を生ずる事業場^(注)が奈良市内の場合は、奈良市廃棄物対策課へ提出することとなりますので、ご注意願います。

(注) 産業廃棄物を生ずる事業場とは、事業活動に伴い産業廃棄物を発生する工場や医療機関等の事業場を指し、二次マニフェストを交付する中間処理施設も該当します。なお、建設業においては、建設工事、解体工事、改修工事等を行う場所が該当します。

記入の手引きを始め、報告様式、記入例等については、下記の奈良県廃棄物対策課ホームページに掲載していますので、報告書作成時にご利用ください。

<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=12644>

(e古都ならによる電子申請もこのページからご利用できます)

※インターネットを利用できない事業者の方は、以下までご連絡ください。

【お問合せ先】

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県くらし創造部 景観・環境局 廃棄物対策課 産業廃棄物第一係

電話：0742-27-7022